

2014年度を迎えることを機に、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただくことにいたしました。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報を皆様にお届けできればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士が教える！ 問題を未然に防ぐ契約書作成のポイント

当事務所では、これまで数多くの契約書に関するご相談をお受けして参りました。

「現在の契約書の内容に不安に感じている・・・。」

「取引先から提示された契約書の内容に問題がないかチェックして欲しい・・・。」

「契約書の内容について取引先ともめている・・・。」

事業活動を行うにあたっては、取引の際に契約書の作成が必要となる場合がありますが、上記のような契約書作成に関するお悩みを抱えておられる方も少なくないと思います。適切な内容の契約書を作成しておけば、問題発生リスクを未然に抑えることができますので、しっかりとポイントを押さえていただければと思います。そこで、今回は当事務所が考える問題を未然に防ぐ契約書作成のポイントをご紹介します。

○弁護士が教える！ 問題を未然に防ぐ契約書作成のポイント

1. 最新の書式を入手しましょう！

契約書を作成する場合には、弁護士などの専門家に依頼せずとも、一般に販売されている書式を用いて自社で作成することもでき、これにより契約書作成の費用を節約することが可能です。しかし、法令は日々改正されており、市販の書式は古くなってしまっている可能性があります。現在の法令を踏まえた契約書の作成を行なうためには、まずは**最新の書式を入手すること**に気をつけましょう！

2. 最も近い内容の書式を選択しましょう！

市販の書式は穴埋め式になっており、一見すると簡単なようにも見えますが、例えば金銭消費貸借契約書の場合においても、一括返済が前提のもの、分割返済が条件となっているもの、連帯保証人がいることが条件となっているものなど、同じ題名の契約書でも細部の内容は様々あります。**まずはこれから作成しようと考えている契約書の内容に最も近い書式を探しましょう！**

3. 書式に修正を加えましょう！

契約の目的、その背景にある事実関係は多種多様であり、たとえ膨大な書式を保有していたとしても、作成しようとする契約書にそのまま該当するような書式があるとは限りません。必要に応じて**書式を部分的に修正し、作成したい内容の書式に改造しましょう！**

契約書についてお悩みになられていることがありましたら、お気軽にご相談下さい。

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 **0120-146-111** FAX**0178-38-9230** <http://hachiben.jp/>

〒031-0031 青森県八戸市番町3 NCビル6階

受付時間：午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談